

## 第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

健康福祉局健康部動物愛護センター

## 第3 監査の着眼点

現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているか

## 第4 監査の実施内容

### 1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 1月26日まで

### 2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の健康福祉局健康部動物愛護センターで処理している事務のうち、主として令和 4年 4月 1日から令和 4年 9月13日（実査日）までに執行された現金・金券類等の出納保管に関する事務などについて、実査及び書類等突合などを試査により実施した。なお、監査の実施を実査当日に通知する抜き打ちの手法を用いて行った。

## 第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

### 1 指摘

#### (1) 金券類等の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品（以下「金券類等」という。）の出納に関して、物品出納員は、物品管理者

からの受入れ及び払出しの通知に基づき、現物を関係書類と照合のうえ受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登載することとされている。

この登載については、財務会計総合システム（以下「システム」という。）に入力する方法により行うこととされている。また、金券類等の払出しの都度システムへ入力することが困難なとき等には、金券類等事務取扱要項により、補助簿を用いることができるとされており、その場合においては、1日ごとに払出数を取りまとめてシステムへ入力することとされている。

金券類等の管理状況について調査したところ、令和4年8月以降、補助簿に記載された金券類等の払出し状況を1日ごとに取りまとめてシステムに入力することなく、最長で金券類等の払出し後20日間にわたりシステムへの入力を行っていないかった。

名古屋市会計規則等に基づき、金券類等の管理を適正に行われたい。

## **(2) 毒物及び劇物の適正な管理について（財産管理事務）**

毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の取扱いについては、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）及び厚生労働省からの通知等により盗難、紛失防止のために必要な措置を講じることが義務付けられている。また、これまでの監査において毒劇物の不適正な取扱いについて再三にわたり指摘されていることを受け、健康福祉局は「毒物及び劇物の適正な管理の徹底について」

（30健環第677号）を通知し、毒劇物を取り扱う施設において毒物劇物危害防止規定を定めること、盗難・紛失防止措置として、頑丈な保管庫に、その他のものと区別して保管、施錠すること、保管庫の鍵の管理者を選任し、鍵の管理簿を備えること、毒物劇物管理簿（以下「管理簿」という。）を備え、日常的に使用量及び残量を確認することなどを指導している。

毒劇物の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

### **ア 保管庫の鍵の管理について**

保管庫の定期的な点検のため保管庫の鍵を使用したものの、鍵の管理簿への記録がされていない事例が散見された。

### **イ 在庫管理について**

令和 4年 9月 6日に行った保管庫の定期的な点検において、管理簿の在庫量と現物の在庫量とが一致しているとしていたにもかかわらず、実査日（令和 4年 9月13日）時点において、劇物であるホルマリン及びキシレンについて、管理簿の在庫量と現物の在庫量との間に差が生じていた。

この点について動物愛護センターに確認したところ、令和 4年 8月にホルマリン及びキシレンを使用した際の管理簿への記録漏れによるとのことであったが、このことにより令和 4年 9月 6日の点検が適正に行われていなかったこととなる。

管理簿により毒劇物の受払いを適正に管理していない場合、毒劇物の盗難や紛失が発生しても認識できず重大な事故につながる危険性があることを十分認識し、毒物劇物危害防止規定等に基づき、毒劇物の管理を適正に行われたい。